周環境審第５－３号
令和６年２月 20 日

周南市長　藤 井　律 子　様

周南市環境審議会
会長　中 尾　勝 實

パシフィコ・エナジー徳山合同会社（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

令和６年１月 19 日付け周環第 1918 号にて諮問がありました、環境影響評価準備書に対する本会意見は下記のとおりです。

記

１．総論

（１）環境影響の回避及び低減に向けた配慮

事業実施区域及びその周辺は、錦川への集水区域であり、濁水の発生、住居等が存在するため生活用水・農業用水への影響や反射光の影響、巨樹・巨木林であるモミの木の保全、土地の改変等による動物・植物・生態系への影響、そして撤去時に伴うパネル等の産業廃棄物に関する環境影響が懸念されることから、環境影響評価書（以下「評価書」という。）作成までに、更に事業計画の熟度を上げ、最新の事業内容等を反映した上で、適切に調査・予測・評価を行い、追加実施する環境保全措置も含めて、その内容を評価書に記載すること

（２）環境影響評価基準について

環境影響評価の判断基準として「環境基準値や目標値、指針値」で判断している環境要素については、事業実施区域及びその周辺の豊かな自然環境を維持、改善する観点から「現況値に比べて悪化させない」又は「自主環境管理基準を設け、これに適合する」ことを判断基準とすることを検討し、その内容を評価書に記載すること。

（３）事後調査について

環境監視及び事後調査を適切に実施すること。また、必要に応じて追加で環境保全措置を実施する環境要素については、事後調査の必要性を検討の上、事後調査計画に含めること。

事後調査の結果、現況の地域特性を踏まえた上で、環境への影響が確認された場合は、専門家等に意見を求め、可能な限り環境影響を回避・低減できる対処方法を検討し、それを実施すること。なお、事後調査の実施期間は、当該環境影響の状況を十分把握できる期間とし、実施時期は当該環境に最も影響が大きい時期とすること。

（4）地域住民等への積極的な情報提供

事業実施区域周辺の住民及び関係者に対して、環境影響に関する情報を住民がアクセスしやすい方法で積極的に提供するとともに、十分な理解を得ながら事業を進めること。

また、災害等の緊急時における体制を明らかにし、地域住民から問合せがあった場合は、懸念を払拭するよう努めること。

## 2．各論

（1）大気環境

環境保全措置を徹底し、必要に応じて追加の措置を講じること。また、工事関係車両等は、運行管理を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

（2）水環境

ア 近年、各地で想定を超える局地的な豪雨が発生していることから、排水関連設備の設計条件の確認を徹底するとともに、必要に応じ雨水浸透施設や沈砂池等の追加設置等の措置を講じること。

イ 造成工事は、台風や梅雨等の豪雨が発生しやすい時期の工事を避けるなど施工時期に配慮した工事計画とすること。

ウ 沈砂池等は定期的な点検に加え豪雨が予測される際にも実施することを検討し、点検頻度や判断基準を評価書に記載し、適切な頻度により管理を行うこと。

エ 本事業により発生する可能性がある水の濁りの周辺河川への影響を確実に把握し、迅速に対応できるよう、各排水口のモニタリングや水の濁りの予測地点及び井戸水（生活用水、農業用水）における水位・水質等の事後調査の実施を検討すること。

（3）土地の安定性

豪雨等も想定した最大限の環境保全措置を実施すること。特に、敷地境界に近い地形改変においては、必要に応じて追加の措置を講じること。

（4）反射光

パネルエリアの視認可否や反射光の到達の有無については、周辺樹木の状況や地形の改変等により予測結果と異なる可能性があり、また、予測地点とは異なる位置において反射光の影響を受ける可能性があるため、事業実施後に主要な道路や住宅等への反射光の到達が確認された場合は、追加の措置を講じること。

（5）動物・植物・生態系

ア 重要な種に限らず、事業実施区域及びその周辺の動植物の生息又は生育、植生及び生態系への影響に十分配慮し、供用後の維持管理においては農薬等を使用しない等の環境保全措置を発電事業終了まで確実に実行すること。また、事後調査によって環境影響が確認された場合は、専門家等に意見を求め、可能な限り環境影響を回避・低減できる対処方法を検討し、それを実施すること。

イ 太陽光パネル（モジュール）の隙間やアレイの寸法等の設置状況について明確に示し、それらが植生の自然回復に与える影響について評価書に記載すること。

（6）廃棄物

太陽光発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽光発電設備の処分等に当たっては、可能な限りリユースにより廃棄物の発生抑制に努めること。また、廃棄する時点における太陽光発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行うこと。

(7) その他

発電事業終了後は、事業実施区域の管理方法及び防災機能等について可能な限り具体的に評価書に記載すること。

以上の検討の経緯及び内容については、その旨を評価書に適切に記載すること。